破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７４号
群馬県太田市東長岡町1112番地１
債務者　成田　　進
１　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３１号
新潟県上越市柿崎区柿崎6143番地
債務者　福永　マリ
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３２号
新潟県上越市柿崎区柿崎6143番地
債務者　福永　　錬
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３３号
新潟県上越市三和区神明町1290番地97
債務者　羽深まみ子
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３６号
新潟県上越市南城町４丁目２番10号
債務者　田辺　和美
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３７号
新潟県上越市寺町３丁目６番２号
債務者　淀川　修昭
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１７２号
愛知県一宮市大和町氏永字三反割870番地１
アートヒルズ妙興寺Ⅱ301号
債務者　白井　　強
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１７９８号
大阪市都島区中野町２丁目15－５　朝日プラザ大宝727号、住民票上の住所大阪市住之江区粉浜西２丁目12番20号
債務者　蜂谷　恭子
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２６号
大阪市旭区清水４丁目12番15―309号
債務者　井上　道隆
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１２８号
大阪府高槻市城南町３丁目５番17号
債務者　有木　正憲
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６０号
大阪府吹田市佐竹台５丁目１番Ｂ26―204号
債務者　工原　瑶子（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７８号
大阪府摂津市千里丘３丁目11番５―608号
債務者　寺口　真季
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５３号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目５番20―205号
債務者　岩崎　聖一
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８２号
大阪府枚方市星丘３丁目14番23―12号
債務者　塩満　博之
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６２０号
大阪市平野区平野東４丁目４番17号　プレアール平野東504号
債務者　西田知圖美
１　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８号
兵庫県小野市天神町80番地の1240
債務者　角南　康惠
１　決定年月日時　平成27年７月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４７号
岡山県津山市神戸８－１　ボニット・アローザルＡ202、住民票上の住所岡山県津山市山方1953番地２
債務者　岩谷　政子（旧姓林）
１　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１１０号
福岡県久留米市津福本町1683番地２　市営津福団地13棟16号
債務者　中村　　学
１　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部